



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 政府税調総会で定率減税の見直し、税源移譲の考え方を議論 連合・草野事務局長、定率減税の継続などを主張

11月9日、政府税制調査会の総会が開催され、所得税の定率減税見直し問題や、所得税から住民税への税源移譲に関する検討が行われました。

連合からは草野事務局長が委員として出席し、定率減税の見直しについては景気情勢に配慮して慎重な対応をすべきこと、所得税から住民税への税源移譲にあたっては新たな負担増を生じさせないように求めました。

### 定率減税縮減には慎重な対応を

定率減税の縮減・廃止に賛成する委員が多いなかで、草野事務局長は、「政府は景気が良くなったと言うが、回復の実態は企業規模間、地域間をはじめ非常にアンバランスなものである。こうした景気状況の中で、多くの国民が増税と捉えている定率減税の縮減・廃止を実施することがどういう意味を持つのかよく見極め、慎重に対応すべきである」と強く主張。また、所得

税の所得再分配機能の強化を柱とする所得税率構造の改革や、納税者番号制度の早期導入を求めました。

### 低所得者への配慮措置が必要

また、国から地方への税源移譲について、住民税の比例税率化（一律10%）所得税の税率構造の見直しなどを柱とする基本的考え方が示されました。これに対して草野事務局長は、所得税の課税最低限以下の所得層が負担増となることを指摘し、配慮措置を講じることを求めました。

政府税調は今後、今月12日と18日の総会を経て、今月下旬を目途に来年度税制改正に関する答申を取りまとめる予定。連合は引き続き、景気に配慮した定率減税の継続をめざし、税調での意見反映や、官邸、財務省等への要請行動などの取り組みを進めていきます。

## 労働組合法改正案可決・成立

本日（11/10）、参議院本会議において、労働組合法改正法案が可決・成立しました。（改正内容の詳細は政策ニュース13号参照）これにあたり、連合・草野事務局長は談話を発表し、「今回の労

組法改正は、労働委員会の審査の迅速化と命令の適正化に一定程度資するものと受け止める」と述べています。談話の概要は次の通りです。

連合は、労働委員会における審査の遅延や、労働委員会命令が取消訴訟の段階で取り消される率が高いという問題を長年指摘し、労働委員会の改革を強く求めてきた。今回の労組法改正は、労働委員会の審査の迅速化と命令の適正化に一定程度資するものと受け止める。

今回の主な改正内容は、（1）計画審査の導入、公益委員会議による証拠提出命令、証人出頭命令の導入、（2）命令の取消訴訟における新証拠の提出制限、（3）公益委員の常勤化と小委員会の導入、労働委員会事務局員の研修充実、である。

しかし、今回改正では、（1）証拠提出命令や証人出頭命令に対する不服申立ができるためにかえって審査の迅速化に逆行する、（2）証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避が労働委員会の裁判所化・民事訴訟化へつながる、との懸念を払拭できなかった。そのため、改正法施行後の労働委員会では、これらの懸念が現実とならない運営に努めるべきである。また、和解の債務名義化が金銭の支払等に限定されたことがある。和解の実効性確保には、復職などすべての和解を債務名義とできるように改正すべきであった。さらに、小委員会方式と公益委員の一部常勤化により、公益委員の権限が強化されるため、公益委員には適格な人材が透明性と公正性をもって選出されるよう、連合は注視する。

労働委員会改革は今回の法改正で完成するものではない。労働委員会の残された課題は衆参両議院の附帯決議でも示された、（1）裁判所の緊急命令の運用見直し、（2）実質的証拠法則の導入、（3）審級省略、の3点である。労働委員会がこれまで以上に、「判定的機能」としての紛争解決や「調整的機能」としての労使関係の安定に寄与するよう、連合は労働委員会運営に今後とも責任の一端を担い、必要な改革は躊躇なく提言し、取り組む決意である。